資料１

第２回土岐市老人保健施設やすらぎのあり方検討委員会　議事概要

１．日　　時：令和５年３月６日（月）１３時３０分～１４時４０分

２．場　　所：土岐市役所　大会議室２Ａ　　　　　　３．出席委員：別添委員名簿のとおり

４．議事等内容　　　委員長あいさつの後、議事進行

（１）委員からのご意見について

別添資料①、②をもとに事務局より、第１回委員会の議事概要及び委員から提出された意見票による意見を報告し、内容の確認を行った。

（２）介護老人保健施設の需要及び「老健やすらぎ」を取り巻く環境等について

別添資料③、④をもとに事務局より、全国的な介護老人保健施設の利用者数の推移や経営状況について説明した。その上で土岐市立総合病院の併設施設として設置した「老健やすらぎ」の介護報酬上の区分及び平均入所日数などの利用状況、聞き取り調査結果及び提供する３つの介護サービスにおける土岐市被保険者の利用実績結果を報告した。また、病院と離れて単独で設置する場合に必要となる改修工事について説明し、その後、委員による意見交換を行った。

主な意見・質問は、次のとおり。

○介護老人保健施設の需要として、土岐・多治見・瑞浪の３市の利用者数の増加は考えにくく、継続維持は難しいと考える。

○老健やすらぎは、病院併設施設の中間施設（自宅と病院との橋渡し施設）としての役割を果たしながら、在宅復帰率やベッド回転率などの項目から区分される機能のうちで、加算型としての機能を維持しているが、職員を増員しなければ機能維持は難しいと考える。

○介護人材の確保も、利用者の確保も難しいため、近隣市も含めた広域的な視点で介護サービスの需要供給バランスを考えていくべきである。

○現状で老健やすらぎが提供している介護サービスは、供給する事業所が不足している状況ではなく、無くなると直ちに困ってしまう状況ではない。

○老健やすらぎの利用料を安くすることは法律上むずかしいこと、他の民間事業所の利用料と比べると安価に設定されていることはわかった。

○近隣市も含め、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの広域化を進めていく転換期である。

○2018 年の介護保険法の改正により、介護老人保健施設の対象者の定義が明確化され、在宅復帰・在宅支援施設としての役割に特化した方針が打ち出されたが、明確化したことにより利用者の数が伸び悩み、経営を圧迫していると分析する。

○施設入所を希望する方に対して、特別養護老人ホームのように終身利用を前提とした施設は提案がしやすいが、老健施設のように在宅復帰を前提とし、３ヶ月後には次の手立てを用意する必要がある施設は提案しにくい。利用者数の低迷は仕方ないところもあるのではないか。

○病院併設施設の老健やすらぎは、単独での黒字化は難しく、改修工事や毎年の赤字補填を考えても単独での経営維持は難しいと察する。

○病院に併設しているという点が老健やすらぎの特徴であった。老健単独となると、改修工事や毎年の赤字補填が必要となり、経営維持は難しいのではないか。

まとめ

第１回あり方検討委員会での質問に対する回答を踏まえ、第２回あり方検討委員会では病院併設施設としての老健やすらぎの特徴を中心に説明を行った。

第３回あり方検討委員会では、委員からの意見を集約していく予定。

資料２

○介護老人保健施設の需要について

１．福祉医療機構（ＷＡＭ）※1による全国の介護老人保健施設の需要傾向

全国の介護老人保健施設を対象に令和３年度実績アンケート調査を実施し、取りまとめたレポート（2022-009）「令和３年度介護老人保健施設の経営状況について」（R5.2.1 公表）により、全国的な介護老人保健施設の需要傾向について報告する。

※1 福祉医療機構（WAM）：平定 15 年に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人

＜主な指摘事項＞

○2020・2021 年度の経年比較

・「老健の入所利用率および定員１人当たり収益の推移」より、入所利用率が前年度比 2.3 ポイント低下し、88％まで落ち込んでいる。

老健の入所利用率および定員１人当たり収益の推移

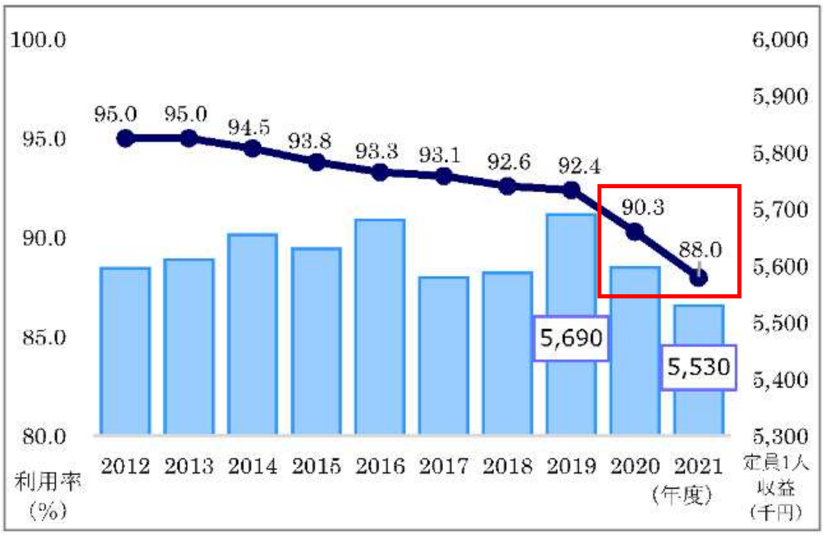

・「介護老人保健施設の赤字施設割合と事業収益対事業利益率の推移」より、赤字施設割合は前年度比 5.8％増加し、33.8％まで拡大している。

▼　介護老人保健施設の赤字施設割合と事業収益対事業利益率の推移

○土岐市の介護認定者数と高齢者数の現状について

1．　要介護･要支援者数と高齢者数の推移（各年３月３１日現在･第１号被保険者）

要介護・要支援者数の合計は、令和４年まで増加傾向であったが、令和５年は減少に転じた。一方で、65 歳以上高齢者数は、令和元年をピークとして、その後年々減少傾向となっている。それにより、要介護・要支援者数を 65 歳以上高齢者で除した介護認定率は、高止まりの状況となっている。

（人）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
65 歳以上人口	18,369	18,471	18,380	18,335	18,257	18,075
要支援 1 ～要介護 2	1,768	1,844	1,785	1,881	1,925	1,879
要支援 1	209	218	206	235	236	248
要支援 2	446	479	464	481	516	528
要介護 1	452	502	511	527	577	554
要介護 2	661	645	604	638	596	549
要介護 3 ～ 5	1,256	1,286	1,342	1,308	1,291	1,274
要介護 3	500	478	518	523	530	527
要介護 4	463	483	513	494	463	470
要介護 5	293	325	311	291	298	277
計	3,024	3,130	3,127	3,189	3,216	3,153
要介護(要支援)認定率	16.5%	16.9%	17.0%	17.4%	17.6%	17.4%

※網掛け箇所は、前年比増を示す

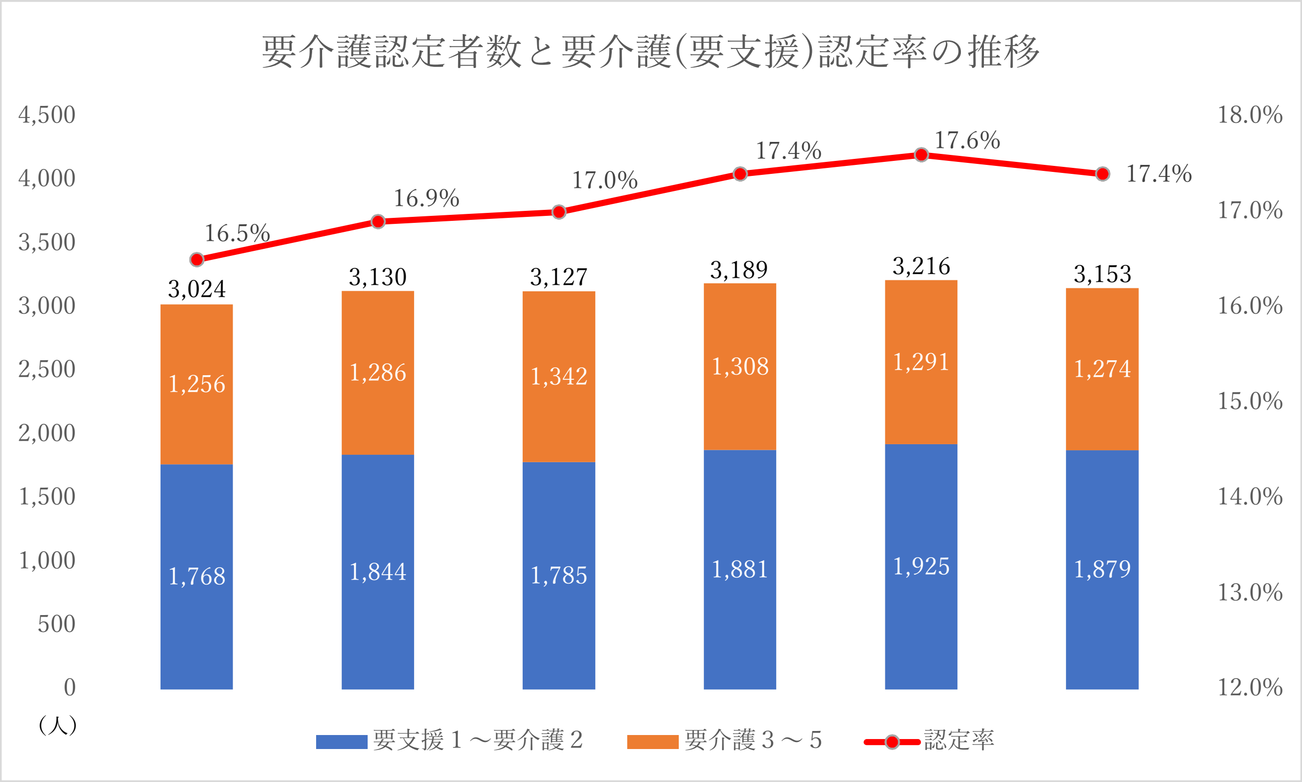

○老健やすらぎを取り巻く環境等について

１．病院併設型の介護老人保健施設

土岐市立総合病院において、急性期医療から回復期医療を経て在宅医療に繋ぐための施設完結型医療連携施設として、土岐市老人保健施設やすらぎを病院併設型施設として平成１１年３月に設置した。

現在は、在宅支援・在宅復帰のための地域拠点となる施設として、また、リハビリテーション機能を提供し、機能維持・回復を担う施設として、医療機関、在宅療養、特別養護老人ホームなどの介護施設を繋ぐ中間施設としての機能を担う。

２．各サービスの概要及び土岐市被保険者の利用実績（延べ人数）について

① 入所施設

病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者等が入所し、医学的な管理のもとで、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを提供する

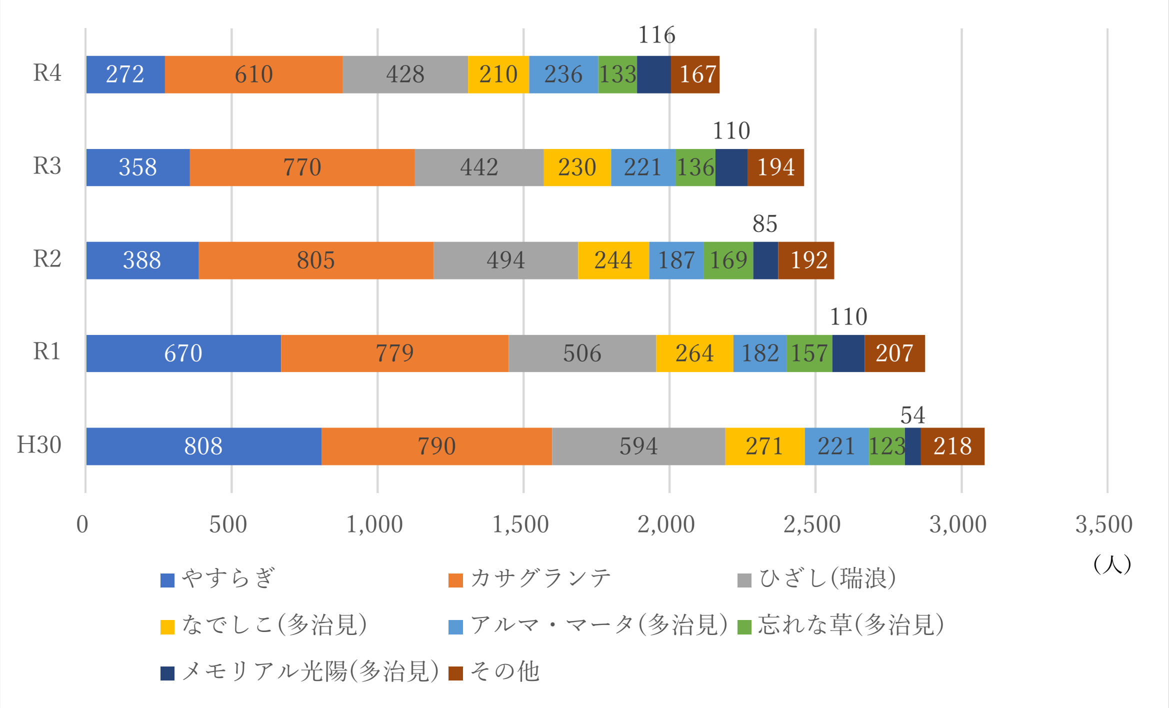

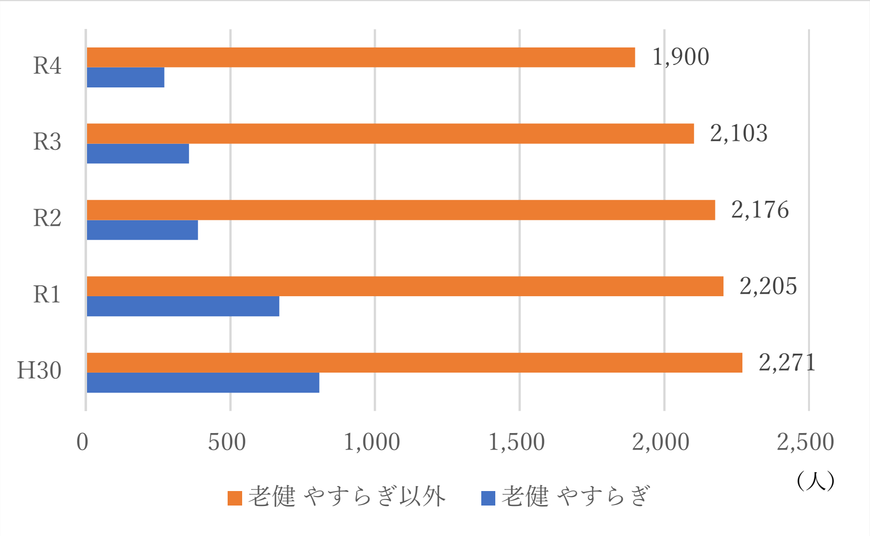

② 短期入所（介護予防含む）

療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として、日常生活上の世話や、医療・看護の管理下で機能訓練などを提供する

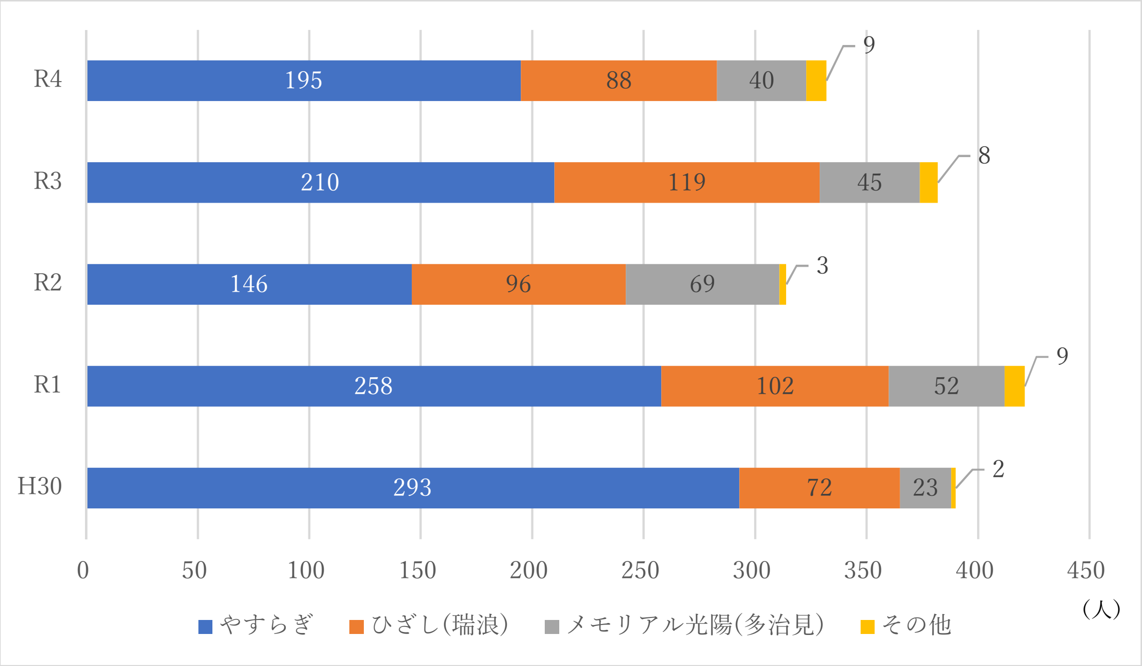

③ 通所リハビリテーション（介護予防含む）
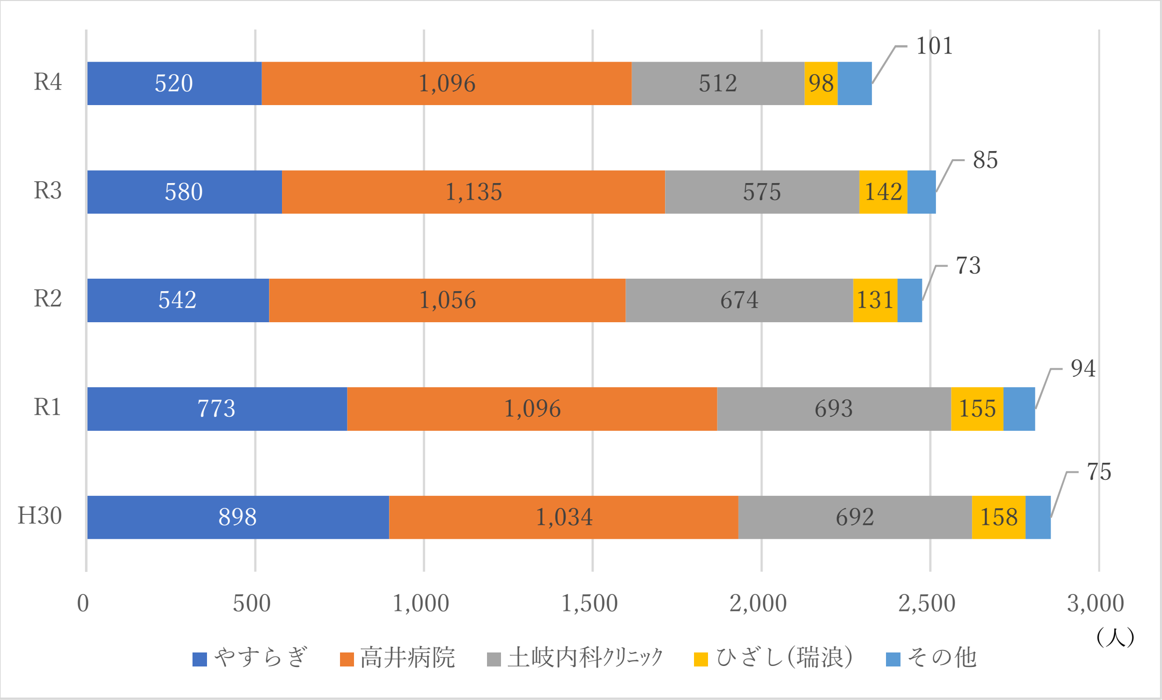
食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供する